

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R 8 警 営 徳島県警察学校体育館 徳・論田 内外装改修工事建築（担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

本工事は、徳島県警察学校体育館の内外装等を改修する工事である。
工事の施工においては、近接する学校施設を運営しながら実施することから、生徒や教官等の学校関係者と工事業者の動線が交錯することが想定され、工事期間中における動線分離や資機材等の搬出入時における安全対策等が求められる。
加えて、授業や訓練等の学校運営及び近隣住民の住環境へ影響を及ぼすことがないよう騒音、振動及び粉じんを低減するための工夫や適切な管理方法が求められる。
また、本工事は、屋根塗装や外壁改修等の高所での作業を伴う工事が含まれていることから、作業者の転落や、部材揚重時の事故等を防止するための施工上の工夫を行うとともに、作業従事者や現場管理者が常に安全意識を持ち、事故の発生を防止することが重要となる。

これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。

- ① 学校関係者に対する安全確保のための工夫
- ② 騒音、振動及び粉じんを低減させるための工夫や適切な管理方法
- ③ 高所作業や部材揚重時における労働災害を防止するための工夫

※①から③について、工程調整に関する対策は「施工上の課題への対応の的確性」の評価項目であることから本項目では評価しない。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R8警営 徳島県警察学校体育館 徳・論田 内外装改修工事建築（担）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、徳島県警察学校敷地内にある体育館の内外装等を改修する工事である。 同一敷地内には警察学校の教場や機動隊の訓練施設も存在しており、工事期間中も授業や訓練等の施設運営に支障とならないよう工事を進捗させる必要があることから、綿密な工程計画の作成や施設管理者に対する工程の事前説明が重要となる。 また、本工事受注者は、別途発注工事となる電気工事及び空調工事の受注者と一体となり、円滑に工事を進捗させると共に、特定元方事業者として労働災害を防止するための協議組織等を統括して管理する必要がある。 さらに、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場及びその周辺のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策が求められる。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 学校運営等に配慮した適切な工程管理を行うための工夫 ② 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫 ③ 建設産業の担い手の育成・確保につながる取組 ※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組として実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。 ※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R8警営 徳島県警察学校体育館 徳・論田 内外装改修工事建築（担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 学校関係者に対する安全確保のための工夫 ② 騒音、振動及び粉じんを低減させるための工夫や適切な管理方法 ③ 高所作業や部材揚重時における労働災害を防止するための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名 ： R8警営 徳島県警察学校体育館 徳・論田 内外装改修工事建築（担）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 学校運営に配慮した適切な工程管理を行うための工夫 ② 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫 ③ 建設産業の担い手の育成・確保につながる取組	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

① 〇〇・・・

② △△・・・

③ ■■・・・

④ ××・・・

※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、
テーマに沿った記述になっているか、再確認すること

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合

② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合

③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合

④ A4版でない場合

⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様と。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。